

船橋市立御滝中学校

部活動の在り方に関する総合的なガイドライン

1 適切な運営のための体制整備

(1) 運動部活動の方針の策定等

- ア 顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日程等）を作成し、校長に提出する。
- イ 活動方針及び活動計画等は、顧問を通じ保護者に公表する。
- ウ 全職員が部活動の意義を理解するとともに、情報を共有し、学級担任と顧問や顧問同士が相互に理解・支援し合うなど、組織的に取り組む。
- エ 各学校の教育目標、学校規模・特色を生かすとともに、生徒のニーズや保護者の意向を参考にして指導方針を設定する。
- オ 保護者には積極的に情報を発信し、理解を得て、互いに連携しながら活動できるよう工夫する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 校長は、生徒や教職員の数、部活動指導員等の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置する。
- イ 校長は、顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員等の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての指導・運営に係る体制の構築を図る。
- ウ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、必要に応じて指導・是正を行う。
- エ 校長は、教職員の部活動への関与について、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

- ア 校長及び顧問は、部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- イ 顧問は、効果を高めるためには、休養を適切に取る必要があることや、過

度の練習は障害や外傷のリスクを高めてしまうこと等を正しく理解する。また、生涯にわたってその活動に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とのコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく活動を続けていけるよう留意する。さらに、決められた時間内で効果が得られる合理的でかつ効率的な指導を行うことができるよう努める。併せて、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

ウ 体罰は、人権尊重の精神に反し、絶対に許されないことである。顧問は、勝利至上主義に偏るあまり、生徒の人格を傷つける言動や体罰を厳しい指導として正当化することは、決してあってはならない。校長は、全職員で共通理解のもと、体罰の根絶を徹底する。また、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメントによって生徒の人格や尊厳を不当に傷つけることがないよう併せて配慮する。

(2) 顧問の役割

ア 生徒に関わること

・実技、技術指導、生徒理解、生活指導、健康管理、事故防止

イ 外部との調整に関わること

・大会、練習試合等の引率、保護者との連携

・月活动計画作成、外部指導者との連携

ウ その他

・施設、用具の管理と安全点検、部予算や集金の適正管理

《指導上の留意事項》

ア 会議等で運動部顧問が部活動に立ち会えない場合は、必ず他の教職員等に指導監督を依頼するとともに、生徒への安全指導、練習内容など、適切な処置を講じる。

イ 生徒とともに学ぶ姿勢をもち、他の教師や書物から学んだり、研修会に参加したりするなど、指導法への理解を深める。

ウ 現部員が少ない場合でも、生徒の充実した活動のため最善を尽くす。

エ 常に生徒との信頼関係を築くことに心がけ、指導・助言にあたる。

オ 大会等に出場・参加できない生徒に対しても、練習試合や校内での記録会等で成果を発揮する機会を設けるなど様々な工夫をする。

3 適切な休養日等の設定

ア 部活動は、様々な教育的価値があり人間形成に大きく役立つものであるが、適切な休養を伴わない行き過ぎた活動は、教職員、生徒ともに無理や弊害を生むという指摘もある。また、生徒の多様な体験の充実や心身の健全な成長を促進すると

いう観点からも、部活動の適正化が必要である。そこで、成長期にある生徒が、バランスのとれた生活を送ることができるよう、以下の基準を定める。

○適切な活動時間

長くとも、平日の練習時間は2時間程度とし、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）を含む学校の休業日は3時間程度とする。
これを超えて活動する場合であっても、その前後の活動時間を短縮すること等により、過度にならないよう留意する。

○休業日の設定

平日に1日以上、週末に1日以上、少なくとも週当たり2日以上、の休養日を設けることを基準とする。週末に大会等に参加した場合は、他の日に休業日を振り替える。
長期休業中も上記に準じた扱いとするが、生徒が十分な休養を取ることができるよう、まとまった休養期間を設ける。

イ 休養日及び活動時間等の設定については、効率的・効果的な部活動の推進に向け、地域や学校の実態を踏まえ、定期試験前後の一定期間等、学校全体の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定める等の工夫が考えられる。

○船橋市の部活動休養日・千葉県教育研究会船橋支会研修日の午後を休養日（ノ一部活デー）とする。